

古賀市男女共同参画審議会の会議公開の取扱いについて

1 公開の基準

審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

- (1) 公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営を妨げられたり又はそのおそれがある場合。
- (2) 公開することにより、特定の個人や団体に不利益を与えるおそれがある場合。
- (3) その他会長が、会議の秩序を保つために必要と認める場合。

2 公開の方法

- (1) 会議の会場に傍聴席を設ける。
- (2) 会議資料は傍聴者の閲覧に供する。ただし、個人情報等に係るものを除く。
- (3) 会長は、会議の公正かつ円滑な運営を図るため、必要と認める場合は傍聴者に退場を命じることができる。
- (4) 会議録は公開する。ただし、個人情報等に係るものを除く。

3 会議の開催及び公開の周知

広報等により、会議の開催及び公開の周知を図る。

4 公開の定員

傍聴者の定員は、10名以内とする。

傍聴希望者には会議の開催会場において、会議の開始15分前までに整理番号票を配布し、定員を超えた場合は抽選とする。

5 傍聴要領

別紙のとおり

6 その他

- (1) この取扱い以外に、会議の公開に必要な事項は、会長が定めるものとする。
- (2) この取扱いは、平成18年5月30日から実施する。